

原動機付自転車（以下バイク）及び四輪車免許取得のきまり

本校では「3ない運動」終了後も、学業専念、交通事故防止を第一とし、安易に「バイクの免許を取らない」「バイクに乗らない」「バイクを買わない」ことについて、本人と保護者の理解を得られるように努めています。また、事情があり、バイクや四輪車の免許取得を希望する場合は、県教委が定めた「県立学校生徒の二輪車及び四輪車に関する交通安全指導の取組方針」に基づく本校の規定により指導しています。